

2020年7月20日  
株式会社 東京証券取引所  
上 場 部

## 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入ることになりましたので、お知らせします。

### 記

1. 銘 柄 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 株式  
(コード：7829、市場区分：マザーズ)
2. 猶 予 期 間 2020年7月21日（火）から2024年2月29日（木）まで  
条 文 有価証券上場規程第603条第1項第6号  
(関連規則は同規程第601条第1項第9号a)  
(上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合に該当するため)
3. 理 由 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「同社」という。）  
は、2020年7月21日付で同社を存続会社、株式会社フィットハウス  
(非上場)を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。  
当該吸収合併が実施された場合、同社は、実質的な存続会社でないと認められることから、同社株式は、当該吸収合併実施日である2020年7月21日から猶予期間に入ります。

(注) 猶予期間中に、同社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、同社株式の上場が継続されることとなります。

以 上

2020年5月25日  
株式会社 東京証券取引所  
上 場 部

## 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間（見込み）の変更について

当取引所は、2020年5月1日に公表しました株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（コード：7829、市場区分：マザーズ）に関する「実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について」に記載されている「見込まれる猶予期間」について、2020年5月22日付で、同社が吸収合併の効力発生日の変更を公表したため、下記のとおり変更します。

### 記

#### 【変更前】

- 見込まれる 2020年7月1日（水）から2024年2月29日（木）まで  
猶 予 期 間

#### 【変更後】

- 見込まれる 2020年7月21日（火）から2024年2月29日（木）まで  
猶 予 期 間

(注) 当該吸収合併の効力発生日前において、新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく、同社株式の上場が維持されることとなります。また、猶予期間中に、同社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、同社株式の上場が継続されることとなります。

以 上

2020年5月1日  
株式会社 東京証券取引所  
上 場 部

## 実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について

下記のとおり、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りの見込みについてお知らせします。

### 記

1. 銘柄 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 株式  
(コード：7829、市場区分：マザーズ)
2. 見込まれる猶予期間 2020年7月1日（水）から2024年2月29日（木）まで  
条文 有価証券上場規程第603条第1項第6号  
(関連規則は同規程第601条第1項第9号a)  
(上場会社の実質的な存続会社でないことと当該取引所が認めた場合に該当し、猶予期間に入ることが見込まれるため)
3. 理由 本日、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下「同社」という。)は、同社の株主総会における承認を前提として、2020年7月1日付で同社を存続会社、株式会社フィットハウス（非上場）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決定した旨を公表しました。  
当該吸収合併が実施された場合、同社は実質的な存続会社でないことと認められることから、同社株式は、当該吸収合併の効力発生日から猶予期間に入ることとなります。

(注1) 当該吸収合併の効力発生日前において、新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく、同社株式の上場が維持されることとなります。また、猶予期間中に、同社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、同社株式の上場が継続されることとなります。

(注2) 「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。

以 上